

豪州の排出権取引制度案の検討現状と今後の展望

—エネルギー産業への影響

2011 Clean Energy Package in Australia: Impact to Energy Industry

金星 姫 *
Seonghee Kim

1. はじめに

2011 年 11 月 8 日、豪州では 2012 年 7 月から二酸化炭素トン当たり 23 豪ドルを課す排出権取引制度の導入を骨子とするクリーンエネルギー法 (Clean Energy Bill) 及び関連法案が上院を通過した。これで労働党政権誕生以来、導入を進めてきた排出権取引制度が豪州で実現されることとなった。

2. これまでの経緯

豪州の排出権取引制度のもっとも大きな特徴は最初の 3 年間は固定価格の排出権を発行し、2015 年から変動価格の排出権取引に移行する 2 段階アプローチを取っている点である。

表 1 豪州排出権取引制度の概要

2段階アプローチ	固定価格期間(2012. 7.1-2015.6.30): 23豪ドル/CO2(実質年率2.5%引き上げ) 変動価格期間(2015.7.1-)
対象	固定エネルギー源、産業プロセス、運輸、廃棄物、漏洩ガス
輸送用燃料、運輸部門の取り扱い	・輸送用燃料(石油、LPG、LNG、CNG)は除外する ※ただし、業務用運輸部門からの排出量及び非輸送用燃料の利用に関しては燃料税控除の改正または付加価値税の改正で炭素価格に相当する分を賦課 ・特定燃料使用者は制度への自主参加を認める
海外リンク	海外クレジットは変動価格制度開始後から利用可能 排出枠の50%以上は国内クレジット使用
プライスフロア・キャップ	変動価格期の初期3年間 プライスキャップ: 期待国際価格+20ドル(実質年率5%で引き上げ) フロアプライス: 15ドル(実質年率4%で引き上げ)
CFI	CFIで発行された京都クレジットは固定価格期間中に使用可能(5%上限)
監督機関	Climate Change Authority: キャップの設定に関するアドバイス、炭素価格メカニズムのレビューを行なう Clean Energy Regulator: 炭素価格メカニズムの監督 Productivity Commission: 産業補助、燃料税調整、国際的炭素削減活動のレビュー

3. クリーンエネルギー法の概要

豪州の排出権取引制度において、キャップ (Cap) とは当該年度に発行される排出権の総量を意味し、固定価格期間中に対してキャップは設定されていない。キャップは徐々に減少するように設計されている。さらにエネルギー多消費の貿易産業に対しては国際競争力維持のため、産業補助策として無償排出権が割当てられる。排出量キャップは別途策定される規則によって決められ、万一規則が議会を通過できない場合は、あらかじめ設定したデフォルト値を適用する。デフォルト値は豪州の独自削減目標である 2000 年比 5%削減を考慮して決められている。

4. エネルギー産業への影響

一方、豪州財務省は排出権取引制度の導入による産業への影響を分析している。同分析によると、初期価格 20 豪ドルの排出権取引制度の導入により、もっとも削減が起こるのは発電と炭鉱部門で、2050 年までに炭鉱の排出源単位は約 52%、発電部門は約 77%が改善されると予測した。このような産業への影響を緩和するために産業支援策を設けており、とりわけ、炭鉱部門には 13 億豪ドル規模の移行支援が、発電部門に対しては、排出原単位の高い発電所に対して、基金や無償割当による支援策を設けている。制度の大枠は 2008 年の法案の要素を概ね引き継いでいるが、法案通過のための妥協の結果、より複雑な制度設計となっている。本稿ではその制度の複雑さの上、誤解も生じている豪州の排出権取引制度の概要と大きな影響を受けると予想される石炭と電力部門への支援策を中心に分析を行なっている。

お問い合わせ : report@tky.ieej.or.jp

* (財)日本エネルギー経済研究所 研究員
〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ
e-mail songhee@tky.ieej.or.jp